（登録外国認証機関の事業所の変更の届出）

第六十七条　第四十八条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十条第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国認証機関の業務規程）

第六十八条　第四十九条第一項及び第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の規定による届出について、第四十九条第三項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第二項の農林水産省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（登録外国認証機関の業務の休廃止の届出）

第六十九条　第五十条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十二条第一項の規定による届出について準用する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第七十条　第五十一条第一項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第三号の農林水産省令で定める方法について、第五十一条第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法について、それぞれ準用する。

（登録外国認証機関の帳簿）

第七十一条　第五十二条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十七条の規定による帳簿の記載について準用する。

（削る）

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第七十二条　法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物	一　農林水産大臣が定める物質（当該有機農産物が第三十七条に規定する国から輸入された農林物資である場合にあっては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二　（略）
有機加工食品	一　農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された農林物資である場合にあっては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二　（略）

（登録外国認定機関の事業所の変更の届出）

第六十七条　第四十八条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国認定機関の業務規程）

第六十八条　第四十九条第一項及び第二項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の七第一項の規定による届出について、第四十九条第三項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の七第二項の農林水産省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（登録外国認定機関の業務の休廃止の届出）

第六十九条　第五十条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の八第一項の規定による届出について準用する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第七十条　第五十一条第一項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の九第二項第三号の農林水産省令で定める方法について、第五十一条第二項の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の九第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法について、それぞれ準用する。

（登録外国認定機関の帳簿）

第七十一条　第五十二条の規定は、法第十九条の十において準用する法第十七条の十三の規定による帳簿の記載について準用する。

（センターによる調査）

第七十一条の二　独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、登録認定機関又は登録外国認定機関に対し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十条第一項第四号の調査を行うに当たっては、あらかじめ、その内容について説明を行い、当該登録認定機関又は登録外国認定機関の同意を得るものとする。

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第七十二条　法第十九条の十二の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物	一　農林水産大臣が定める物質（当該有機農産物が第三十七条に規定する国から輸入された指定農林物資である場合にあっては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二　（略）
有機加工食品	一　農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された指定農林物資である場合にあっては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二　（略）